

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業所研修会について

新規指定介護保険事業所を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業所向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成27年7月28日(火)	松本合同庁舎5階501会議室	午後1時30分～4時
平成27年8月27日(木)	長野県自治会館5階会議室	午後1時30分～4時

2 平成27年8月からの負担割合の変更等について

一定以上の所得者の負担割合が2割に変更されますので、必ず負担割合証の確認をしてください。負担割合を誤って請求すると、**返戻の対象**となりますからご注意ください。

また、特養(多床室)に入所する方(ショート利用者を含む)のうち市町村民税課税世帯の方については、新たに室料相当を負担いただくことになり、**低所得の方の多床室については**、基準費用額が1日当たり370円から840円に変更されますのでご注意ください。

3 問い合わせの多い「査定でエラーのあるもの」等について

毎月多数お問い合わせをいただいている請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の「査定でエラーのあるもの」について、信濃の介護保険No.113に掲載している通りではありますが、再度掲載いたします。

給付管理票に記載された計画単位数と請求明細書(集計情報)に記載された計画単位数または限度管理対象単位数の中で一番小さい値と請求明細書(集計情報)に記載された限度管理対象外単位数を足した数よりも請求明細書(集計情報)に記載された給付単位数が大きい場合について、「サービス提供体制強化加算等」と「処遇改善加算や特別地域加算等」を併算定している場合、『査定でエラーのあるもの』として返戻となります。・・・(例1)

また、限度管理対象外単位数が「サービス提供体制強化加算等」または「処遇改善加算等」のいずれか1つのみの場合は査定となり、本会より介護保険審査増減単位数通知書を送付します。・・・(例2)

なお、請求明細書(集計情報)に記載された事業所に対応する給付管理票が存在しない場合、0(ゼロ)に査定され、かつ、限度管理対象外単位数のサービス(サービス提供体制強化加算等)が存在すると「査定でエラーのあるもの」として返戻となります。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費	事由	内 容	備 考
2021**	0123456789	請					C	査定でエラーのあるもの	返戻
**市	カゴ 知								

(例1)「査定でエラーのあるものとなるケース」・・・(返戻)

サービス事業所は5,439単位(限度額管理対象単位数5,200単位、限度額管理対象外単位数239単位)を請求してきており、給付管理票の5,000単位を超えるものとなっている。そのため、給付管理票の5,000単位に合わせて査定をしようとするが、限度額管理対象外単位数にサービス提供体制強化加算、処遇改善加算を算定しているため、**査定でエラーのあるもの**として返戻の対象となる。

標記の内容での返戻通知が届いたら、該当者の請求明細書及び居宅介護支援事業所の給付管理票を比較し、単位数等を把握のうえ、再請求を行ってください。(給付管理票の単位数が誤っていた場合は、居宅介護支援事業所に連絡して給付管理票を修正していただき、請求明細書は同じものを再請求してください。)

様式第十一 (附則第二条関係)

給付管理票 (平成 ** 年 4 月分)

給付管理票 (平成 ** 年 4 月分) の上半部分。保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、要支援・要介護状態区分、居宅サービス・介護予防サービス、限度額適用期間、作成区分、居宅介護/介護予防支援事業所番号、担当介護支援専門員番号、居宅介護/介護予防支援事業者の事業所名、AAA居宅支援事業所、支援事業所の事業所所在地及び連絡先、中野市***、委託した組合、委託先の支援事業所番号、介護支援専門員番号。

居宅サービス・介護予防サービス。サービス事業者の事業所名、事業所番号(県番号-事業所番号)、指定/基準該当/地域密着型サービス種類(基幹型・基幹型・地域密着型・地域密着型)、サービス種類名、サービス種類コード、給付計画単位数。

様式第二 (附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)。公費負担者番号、公費受給者番号、保険者番号、被保険者番号、事業所番号、事業所名称、A通所介護。

給付明細表。サービス内容、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、公費分回数、公費対象単位数、概要。サービス内容: 通所介護I24, 入浴介助加算, サービス提供加算II, 処遇改善加算I。請求額集計欄: ①サービス種類コード/②名称, ③サービス実日数, ④計画単位数, ⑤限度額管理対象単位数, ⑥限度額管理対象外単位数, ⑦給付単位数(④⑤のうち), ⑧公費分単位数, ⑨単位数単価, ⑩保険請求額, ⑪利用者負担額, ⑫公費請求額, ⑬公費分本人負担。

(例2)「給付管理票の実績を超えるもの」となるケース・・・(査定) 上記の請求について、サービス事業所は5,230単位(限度額管理対象単位数:5,200単位、限度額管理対象外単位数:30単位)を請求してきており、給付管理票の5,000単位を超えるものとなっている。

限度額管理対象外分は、サービス提供体制強化加算のみのため、給付管理票の単位数に合わせて査定を行われ、介護給付費審査増減単位数通知書が送付される。サービス事業所は下記内容の確定単位数5,030単位で審査決定しているので、再請求は不要となり、査定された200単位分について、居宅介護支援事業所に給付管理票の単位数を確認し、給付管理票の修正を依頼してください。(サービス事業所が誤っていた場合は、過誤調整をしてから正しい請求明細書を再請求してください。)

介護給付費審査増減単位数通知書

介護給付費審査増減単位数通知書。保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名、サービス提供年月、サービス種類、サービス項目等、増減単位数、事由、内容、備考。

様式第十一 (附則第二条関係)

給付管理票 (平成 ** 年 4 月分)

給付管理票 (平成 ** 年 4 月分) の上半部分。保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、要支援・要介護状態区分、居宅サービス・介護予防サービス、限度額適用期間、作成区分、居宅介護/介護予防支援事業所番号、担当介護支援専門員番号、居宅介護/介護予防支援事業者の事業所名、AAA居宅支援事業所、支援事業所の事業所所在地及び連絡先、中野市***、委託した組合、委託先の支援事業所番号、介護支援専門員番号。

居宅サービス・介護予防サービス。サービス事業者の事業所名、事業所番号(県番号-事業所番号)、指定/基準該当/地域密着型サービス種類(基幹型・基幹型・地域密着型・地域密着型)、サービス種類名、サービス種類コード、給付計画単位数。

様式第二 (附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)。公費負担者番号、公費受給者番号、保険者番号、被保険者番号、事業所番号、事業所名称、A通所介護。

給付明細表。サービス内容、サービスコード、単位数、回数、サービス単位数、公費分回数、公費対象単位数、概要。サービス内容: 通所介護I24, 入浴介助加算, サービス提供加算II。請求額集計欄: ①サービス種類コード/②名称, ③サービス実日数, ④計画単位数, ⑤限度額管理対象単位数, ⑥限度額管理対象外単位数, ⑦給付単位数(④⑤のうち), ⑧公費分単位数, ⑨単位数単価, ⑩保険請求額, ⑪利用者負担額, ⑫公費請求額, ⑬公費分本人負担。

平成27年6月請求分の支払日は7月30日(木)、8月請求分の締め切りは8月10日(月)です。なお、8月8日(土)および9日(日)は閉館していますので、持参される際はご注意ください。